

## 事務局説明

今回の審議会議題 1 諮問・答申につきまして事務局よりご説明させていただきます。

諮問につきましては、社会教育法第 29 条第 2 項「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」の規定に基づくものでございます。

別紙資料 1 「茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について」をご覧ください。

公民館は、戦後の公民館制度の発足当初から、市民の自治能力の向上と地域づくりに貢献することが求められてきたところです。

しかしながら、近年の社会情勢、生活環境の変化により市民生活水準も向上し、個人一人一人のライフスタイルが多様化する一方、核家族化等による地域のつながりの希薄化等に伴い、地域を取り巻く諸課題も複雑・多様化してございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として令和 2 年 2 月末から 3 年 3 月末まで公民館主催事業を中止している状況であることや、ウィズコロナ時代での新しい生活様式が求められている中で、「公民館」も時代に即した変容がこれまで以上に求められているところでございます。

時代に即した変容のためには、改めて地域の課題に向き合い、解決するための「地域力」をより一層高めるべく、公民館が多様な住民を

つなぐ場、幅広い活動の場であると同時に、地域の課題解決や地域づくりに繋がる様々な学習の機会を提供していくことが必要不可欠であると考えてございます。

以上のことから、本資料項番 1「検討を求める事項」において、「社会の変化に対応した「地域活動の拠点」となる公民館のあり方について」として、1つ目「これからの公民館に求められる役割・機能について」、2つ目「公民館事業のあり方について（事業の認知度や参加者層の拡大に向けて）（ウィズコロナ時代での新しい生活様式に即したオンライン講座等の活用）」、3つ目「地域集会施設との連携について」について諮問をいたしますので、ご審議のうえ答申いただきますようお願いいたします。

次に諮問に係る答申作成のスケジュールについてご説明いたします。

別紙資料 2「茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問に係る答申作成スケジュール」をご覧ください。

項番 1、項番 2 は、先ほどの資料 1 と同様でございます。

項番 3 におきまして、答申の希望日をお示ししてございまして、令和 3 年 3 月に答申をお願いいたします。

項番 4 におきまして、今後のスケジュールをお示ししてございまして。

まず、今回の第 1 回から 10 月の第 2 回までに各委員の皆様にお

かれまして、答申素案の作成、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。

次に、第 2 回から 1 2 月の第 3 回までに各委員の皆様におかれまして、答申素案の作成・発表等、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。

最後に、第 3 回から 3 月の第 4 回までに答申のとりまとめ、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。

以上のように大変長い期間、委員の皆様方にはご審議いただくこととなりますが、何卒、趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

諮問・答申についての説明は以上でございます。